

堺市公報 第322号	令和6年7月26日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

○住居表示の街区の区域の変更について

【市民人権局市民生活部戸籍住民課】…………… 2

○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について

【環境局環境保全部環境対策課】…………… 5

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立
支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新について

【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】…………… 5

○道路法に基づく市道路線の認定について

【建設局土木部路政課】…………… 6

○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について

【建設局土木部路政課】…………… 8

○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について

【建設局土木部路政課】…………… 10

○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について

【建設局土木部路政課】…………… 15

<公告>

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について

【ICTイノベーション推進室】…………… 17

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け
る調達契約に係る落札者等について

【財政局契約部調達課】…………… 18

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について

【産業振興局産業戦略部地域産業課】…………… 19

<上下水道局公告>

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定につい

て

【上下水道局サービス推進部給排水設備課】 20

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止につい

て

【上下水道局サービス推進部給排水設備課】 22

○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について

【上下水道局サービス推進部給排水設備課】 22

告 示

堺市告示第296号

堺市住居表示条例（昭和39年条例第23号）第2条の規定により、街区の区域の変更について、次のとおり告示する。

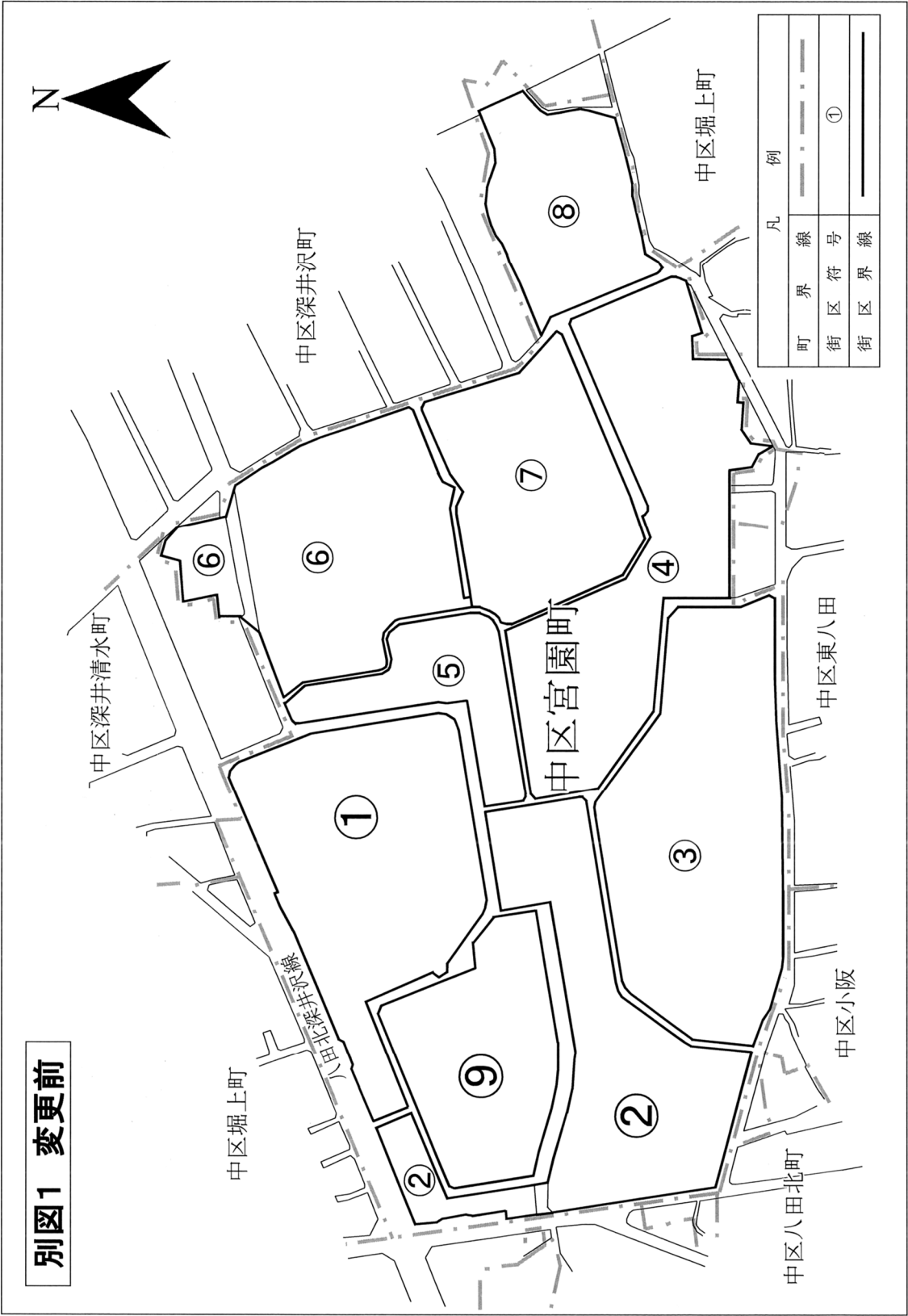
令和6年7月26日

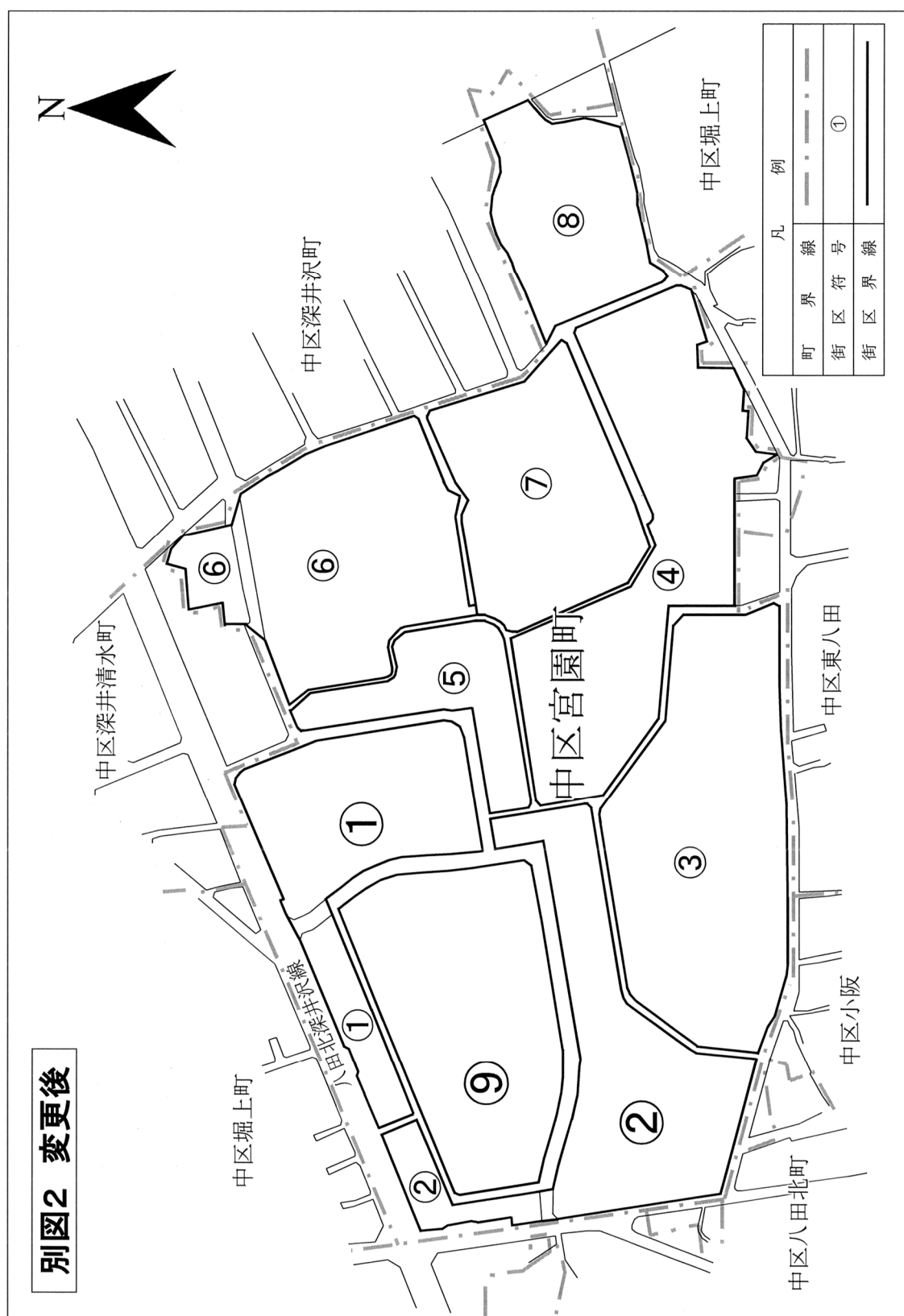
堺市長 永 藤 英 機

- 1 区名及び町名
中区宮園町
- 2 実施期日
令和6年8月2日
- 3 変更内容
住居表示街区変更調書のとおり

住居表示街区変更調書

区名及び町名	街区符号	内容	備考
中区宮園町	1	街区の区域の変更	別図1 変更前及び 別図2 変更後参照
中区宮園町	2	街区の区域の変更	
中区宮園町	9	街区の区域の変更	





堺市告示第297号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月26日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定する形質変更時要届出区域

堺市西区築港新町三丁17番2、17番3及び17番4の各々の一部（次の図のとおり）

（「次の図」は、省略し、その図面を堺市ホームページ「土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」の台帳に掲載する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ベンゼン

ふっ素及びその化合物

3 その他

当該形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する。

~~~~~

## 堺市告示第298号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和6年7月26日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名      | 医療機関所在地               | 種別 | 更新年月日    |
|------------|-----------------------|----|----------|
| アイン薬局 浅香山店 | 堺市北区東浅香山町1丁257<br>－ 3 | 薬局 | 令和6年7月1日 |
| 関西調剤薬局 福田店 | 堺市中区福田549－ 7          | 薬局 | 令和6年7月1日 |

~~~~~

堺市告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 整 理 番 号 別紙調書のとおり
- 2 路 線 名 別紙調書のとおり
- 3 起 点 終 点 別紙調書のとおり
- 4 重要な経過地 別紙調書のとおり

別紙

市道路線認定調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
ト291	陶器北73号線	中区陶器北796番7地先 中区陶器北796番11地先		開発に伴う寄付
ノ132	野尻66号線	東区野尻町445番7地先 東区野尻町449番1地先		〃
カ601	上87号線	西区上527番25地先 西区上527番9地先		〃
ハ1070	土師227号線	中区土師町4丁1663番17地先 中区土師町4丁1663番23地先		都市計画法第39条による 帰属
ヒ975	平井51号線	中区平井524番8地先 中区平井520番2地先		〃
7705	深井中228号線	中区深井中町327番95地先 中区深井中町327番109地先		〃
ヒ977	日置荘西217号線	東区日置荘西町5丁297番20地先 東区日置荘西町5丁298番4地先		〃
ノ359	草部230号線	西区草部1471番7地先 西区草部1471番6地先		〃
ハ1068	浜寺船尾西40号線	西区浜寺船尾町西2丁79番25地先 西区浜寺船尾町西2丁79番43地先		〃
ハ1069	浜寺船尾西41号線	西区浜寺船尾町西3丁356番1地先 西区浜寺船尾町西3丁356番27地先		〃
ヒ976	菱木243号線	西区菱木1丁2286番1地先 西区菱木1丁2286番12地先		〃

~~~~~

## 堺市告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

堺市長 永 藤 英 機

- |   |               |          |
|---|---------------|----------|
| 1 | 道 路 の 種 類     | 市 道      |
| 2 | 路 線 名         | 別紙調書のとおり |
| 3 | 敷地の幅員及びその延長   | 別紙調書のとおり |
| 4 | 供 用 開 始 の 区 間 | 別紙調書のとおり |



別紙

## 市道路線区域決定調書

| 整理<br>番号 | 路 線 名     | 起 点<br>終 点                              | 敷地の  |        | 備考 |
|----------|-----------|-----------------------------------------|------|--------|----|
|          |           |                                         | 幅員m  | 延長m    |    |
| ト291     | 陶器北73号線   | 中区陶器北796番7地先<br>中区陶器北796番11地先           | 4.70 | 27.87  |    |
| ノ132     | 野尻66号線    | 東区野尻町445番7地先<br>東区野尻町449番1地先            | 4.70 | 22.82  |    |
| カ601     | 上87号線     | 西区上527番25地先<br>西区上527番9地先               | 4.70 | 28.88  |    |
| ハ1070    | 土師227号線   | 中区土師町4丁1663番17地先<br>中区土師町4丁1663番23地先    | 4.70 | 48.07  |    |
| ヒ975     | 平井51号線    | 中区平井524番8地先<br>中区平井520番2地先              | 4.70 | 80.99  |    |
| フ705     | 深井中228号線  | 中区深井中町327番95地先<br>中区深井中町327番109地先       | 6.70 | 85.38  |    |
| ヒ977     | 日置荘西217号線 | 東区日置荘西町5丁297番20地先<br>東区日置荘西町5丁298番4地先   | 4.70 | 116.52 |    |
| フ359     | 草部230号線   | 西区草部1471番7地先<br>西区草部1471番6地先            | 4.70 | 59.31  |    |
| ハ1068    | 浜寺船尾西40号線 | 西区浜寺船尾町西2丁79番25地先<br>西区浜寺船尾町西2丁79番43地先  | 6.70 | 103.54 |    |
| ハ1069    | 浜寺船尾西41号線 | 西区浜寺船尾町西3丁356番1地先<br>西区浜寺船尾町西3丁356番27地先 | 6.70 | 199.18 |    |
| ヒ976     | 菱木243号線   | 西区菱木1丁2286番1地先<br>西区菱木1丁2286番12地先       | 5.70 | 83.54  |    |

## 堺市告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう  
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦  
覧に供する。

令和6年7月26日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

| 路線名       | から<br>区間<br>まで   | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考                       |
|-----------|------------------|--------|--------------|-------|--------------------------|
|           |                  |        | 幅員m          | 延長m   |                          |
| 南島5号線     | 堺区南島町2丁81番2地先    | 旧      | 2.45<br>2.51 | 8.50  | (㊦038)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 堺区南島町2丁81番2地先    | 新      | 3.23<br>3.26 | 8.50  |                          |
| 土師6号線     | 中区土師町2丁1043番38地先 | 旧      | 2.44<br>2.60 | 13.77 | (㊦029)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 中区土師町2丁1043番39地先 | 新      | 3.22<br>3.30 | 13.77 |                          |
| 土師9号線     | 中区土師町2丁1060番1地先  | 旧      | 2.89         | 12.61 | (㊦032)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 中区土師町2丁1060番1地先  | 新      | 3.80         | 12.61 |                          |
| 土師11号線    | 中区土師町5丁332番3地先   | 旧      | 5.39         | 2.83  | (㊦034)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 中区土師町5丁332番3地先   | 新      | 5.70         | 2.83  |                          |
| 深井中32号線   | 中区深井中町493番86地先   | 旧      | 6.27<br>6.33 | 20.72 | (㊦153)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 中区深井中町493番97地先   | 新      | 6.49<br>6.52 | 20.72 |                          |
| 深井中46号線   | 中区深井中町493番91地先   | 旧      | 6.75         | 2.47  | (㊦167)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 中区深井中町493番91地先   | 新      | 6.75         | 2.47  |                          |
| 深井中46号線   | 中区深井中町493番86地先   | 旧      | 6.74         | 2.47  | (㊦167)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 中区深井中町493番86地先   | 新      | 6.74         | 2.47  |                          |
| 深井中47号線   | 中区深井中町493番97地先   | 旧      | 6.57<br>6.60 | 57.56 | (㊦168)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 中区深井中町493番92地先   | 新      | 6.64<br>6.65 | 57.56 |                          |
| 北野田南野田2号線 | 東区南野田232番2地先     | 旧      | 2.47<br>2.74 | 14.39 | (㊦167)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 東区南野田232番2地先     | 新      | 3.24<br>3.37 | 14.39 |                          |
| 北野田南野田2号線 | 東区南野田233番2地先     | 旧      | 2.53<br>2.89 | 9.13  | (㊦167)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 東区南野田233番2地先     | 新      | 3.27<br>3.45 | 9.13  |                          |
| 日置荘田中2号線  | 東区日置荘田中町269番4地先  | 旧      | 2.55<br>3.34 | 31.09 | (㊦180)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|           | 東区日置荘田中町269番7地先  | 新      | 3.63<br>4.02 | 31.09 |                          |

## 道 路 区 域 変 更 調 書

| 路 線 名        | 区 間<br>か ら<br>ま で | 旧<br>新 | 敷 地 の        |       | 備 考                      |
|--------------|-------------------|--------|--------------|-------|--------------------------|
|              |                   |        | 幅員m          | 延長m   |                          |
| 日置荘西日置荘田中1号線 | 東区日置荘田中町269番4地先   | 旧      | 4.10         | 17.09 | (㇗187)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 東区日置荘田中町269番8地先   | 新      | 4.90         | 17.09 |                          |
| 引野6号線        | 東区引野町2丁50番1地先     | 旧      | 2.19<br>3.02 | 36.30 | (㇗296)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 東区引野町2丁50番1地先     | 新      | 3.45<br>4.35 | 36.30 |                          |
| 南野田14号線      | 東区南野田233番2地先      | 旧      | 2.68<br>5.70 | 8.98  | (㇗150)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 東区南野田233番2地先      | 新      | 3.67<br>6.73 | 8.98  |                          |
| 八下4号線        | 東区八下町2丁13番1地先     | 旧      | 3.52<br>3.62 | 15.90 | (㇗034)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 東区八下町2丁13番1地先     | 新      | 4.01<br>4.11 | 15.90 |                          |
| 鳳北30号線       | 西区鳳中町1丁15番17地先    | 旧      | 4.11<br>4.18 | 20.62 | (㇗146)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 西区鳳中町1丁15番11地先    | 新      | 4.35<br>4.35 | 20.62 |                          |
| 鳳西26号線       | 西区鳳西町2丁396番2地先    | 旧      | 2.40<br>3.01 | 12.79 | (㇗202)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 西区鳳西町2丁396番2地先    | 新      | 3.55<br>3.86 | 12.79 |                          |
| 鳳東3号線        | 西区鳳東町2丁186番1地先    | 旧      | 3.94<br>4.17 | 22.44 | (㇗214)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 西区鳳東町2丁186番2地先    | 新      | 4.32<br>4.44 | 22.44 |                          |
| 鳳東4号線        | 西区鳳東町4丁353番1地先    | 旧      | 1.98         | 17.59 | (㇗215)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 西区鳳東町4丁353番4地先    | 新      | 3.34         | 17.59 |                          |
| 鳳東27号線       | 西区鳳東町3丁301番7地先    | 旧      | 2.13<br>2.15 | 11.90 | (㇗238)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 西区鳳東町3丁301番7地先    | 新      | 3.42<br>3.43 | 11.90 |                          |
| 浜寺元10号線      | 西区浜寺元町5丁704番7地先   | 旧      | 2.35<br>2.82 | 28.50 | (㇗304)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 西区浜寺元町5丁704番12地先  | 新      | 3.52<br>3.76 | 28.50 |                          |
| 黒土3号線        | 北区黒土町2238番4地先     | 旧      | 2.96<br>3.24 | 12.57 | (㇗086)<br>開発に伴う寄付<br>関係分 |
|              | 北区黒土町2238番7地先     | 新      | 3.48<br>3.62 | 12.57 |                          |

## 道路区域変更調書

| 路線名       | 区間<br>から<br>まで    | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考                                  |
|-----------|-------------------|--------|--------------|-------|-------------------------------------|
|           |                   |        | 幅員m          | 延長m   |                                     |
| 船堂7号線     | 北区船堂町1丁7番7地先      | 旧      | 3.44<br>3.59 | 12.48 | (ㇿ007)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 北区船堂町1丁7番3地先      | 新      | 3.72<br>3.80 | 12.48 |                                     |
| 長曽根23号線   | 北区長曽根町605番8地先     | 旧      | 2.21<br>2.26 | 9.46  | (ㇿ070)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 北区長曽根町605番3地先     | 新      | 3.10<br>3.15 | 9.46  |                                     |
| 東浅香山1号線   | 北区東浅香山町2丁19番1地先   | 旧      | 2.87         | 7.29  | (ㇿ003)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 北区東浅香山町2丁19番4地先   | 新      | 3.80         | 7.29  |                                     |
| 百舌鳥赤畑25号線 | 北区百舌鳥赤畑町3丁159番1地先 | 旧      | 3.81         | 16.99 | (ㇿ051)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 北区百舌鳥赤畑町3丁159番1地先 | 新      | 4.91         | 16.99 |                                     |
| 百舌鳥梅北9号線  | 北区百舌鳥梅北町4丁170番4地先 | 旧      | 4.00         | 2.00  | (ㇿ118)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 北区百舌鳥梅北町4丁170番4地先 | 新      | 4.00         | 2.00  |                                     |
| 北余部黒山2号線  | 美原区黒山865番3地先      | 旧      | 1.40<br>1.80 | 18.25 | (ㇿ400)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 美原区黒山865番3地先      | 新      | 2.70<br>2.90 | 18.25 |                                     |
| 黒山19号線    | 美原区黒山865番3地先      | 旧      | 2.51<br>2.86 | 15.81 | (ㇿ227)<br>開発に伴う寄付<br>関係分            |
|           | 美原区黒山865番4地先      | 新      | 3.25<br>3.43 | 15.81 |                                     |
| 平井3号線     | 中区平井150番3地先       | 旧      | 4.96<br>5.25 | 17.45 | (ㇿ065)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 中区平井150番4地先       | 新      | 5.70<br>5.70 | 17.45 |                                     |
| 平井7号線     | 中区平井150番4地先       | 旧      | 2.10<br>2.44 | 25.95 | (ㇿ069)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 中区平井150番6地先       | 新      | 4.35<br>4.35 | 25.95 |                                     |
| 平井15号線    | 中区平井522番4地先       | 旧      | 5.60         | 8.60  | (ㇿ469)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 中区平井523番2地先       | 新      | 6.60         | 8.60  |                                     |
| 野尻初芝1号線   | 東区日置荘西町4丁1010番1地先 | 旧      | 5.46<br>5.96 | 19.71 | (ㇿ001)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 東区日置荘西町4丁1008番1地先 | 新      | 6.08<br>6.70 | 19.71 |                                     |

# 道路区域変更調書

| 路線名       | 区間<br>から<br>まで  | 旧<br>新 | 敷地の          |       | 備考                                  |
|-----------|-----------------|--------|--------------|-------|-------------------------------------|
|           |                 |        | 幅員m          | 延長m   |                                     |
| 鳳北2号線     | 西区鳳北町6丁339番31地先 | 旧      | 3.59<br>3.80 | 15.31 | (㊦118)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 西区鳳北町6丁339番32地先 | 新      | 4.15<br>4.25 | 15.31 |                                     |
| 鳳北13号線    | 西区鳳北町6丁339番33地先 | 旧      | 4.55         | 20.01 | (㊦129)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 西区鳳北町6丁339番31地先 | 新      | 4.63         | 20.01 |                                     |
| 和田12号線    | 南区和田東989番11地先   | 旧      | 3.07<br>5.43 | 30.32 | (㊦012)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 南区和田東989番13地先   | 新      | 4.04<br>6.22 | 30.32 |                                     |
| 中村野遠2号線   | 北区中村町367番5地先    | 旧      | 3.36<br>3.71 | 40.34 | (㊦128)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 北区中村町368番1地先    | 新      | 6.70<br>6.70 | 40.34 |                                     |
| 中村15号線    | 北区中村町362番1地先    | 旧      | 2.36<br>3.58 | 8.09  | (㊦143)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 北区中村町362番1地先    | 新      | 4.00<br>4.00 | 8.09  |                                     |
| 百舌島本町14号線 | 北区百舌島本町1丁17番4地先 | 旧      | 2.81<br>3.67 | 16.44 | (㊦167)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 北区百舌島本町1丁17番5地先 | 新      | 5.09<br>5.95 | 16.44 |                                     |
| 百舌島本町16号線 | 北区百舌島本町1丁17番8地先 | 旧      | 5.72         | 44.46 | (㊦169)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 北区百舌島本町1丁17番5地先 | 新      | 5.90         | 44.46 |                                     |
| 平尾南北線     | 美原区平尾2561番6地先   | 旧      | 2.08<br>2.58 | 27.96 | (㊦737)<br>都市計画法第39<br>条による帰属<br>関係分 |
|           | 美原区平尾2561番7地先   | 新      | 4.00<br>4.00 | 27.96 |                                     |

~~~~~

堺市告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和6年7月26日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

路 線 名	区 間 か ら ま で	旧 新	敷 地 の		備 考
			幅員m	延長m	
泉田中鉢ヶ峯寺線	南区泉田中２１８２番２地先	旧	15.50	37.00	02040
			16.20		
	南区泉田中２１８２番２地先	新	13.00	37.00	
			13.20		

公 告

堺市公告第475号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月26日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量
庁内LANクライアントパソコン等機器賃貸借（リース）〔R6（2860台）〕 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
ICTイノベーション推進室
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年5月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京センチュリー株式会社 大阪営業部
大阪営業部長 藤岡 義久
大阪府大阪市中央区本町3丁目5番7号
- 5 落札金額
¥6,329,004－（月額当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和6年4月5日

~~~~~

## 堺市公告第476号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月26日

堺市長 永 藤 英 機

## 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン（年間単価契約） 11,500本

## 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

財政局契約部調達課

堺市堺区南瓦町3番1号

## 3 落札者を決定した日

令和6年6月14日

## 4 落札者の氏名及び住所

株式会社ケーエスケー 堺支店

支店長 安井 啓一

大阪府堺市中区新家町304-3

## 5 落札金額

¥15,829-（1本当たりの税込単価）

## 6 契約の相手方を決定した手続

## 一般競争入札

## 7 一般競争入札の公告を行った日

令和6年5月10日

~~~~~

堺市公告第477号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び西区役所政策推進室市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和6年7月26日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

関西スーパー萬崎菱木店
堺市西区菱木一丁2233番4

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社関西スーパーマーケット
代表取締役 中西 淳
兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号

株式会社キリン堂
代表取締役 寺西 豊彦
大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社関西スーパーマーケット

代表者 代表取締役 福谷 耕治

所在地 兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号

名 称 株式会社キリン堂

代表者 代表取締役 寺西 忠幸

所在地 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

(変更後) 名 称 株式会社関西スーパーマーケット

代表者 代表取締役 中西 淳

所在地 兵庫県伊丹市中央五丁目3番38号

名 称 株式会社キリン堂

代表者 代表取締役 寺西 豊彦

所在地 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号

4 変更年月日

令和6年4月1日（株式会社関西スーパーマーケット）

平成27年4月27日（株式会社キリン堂）

5 届出年月日

令和6年7月11日

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第111号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月26日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指 定 番 号 第1568号
指 定 年 月 日 令和6年7月10日
指定期間の末日 令和11年7月9日
事業者の名称 畠中 忍
事業者の住所 堺市美原区多治井232番地79
事業所の名称 畠中商店
事業所の所在地 堺市美原区多治井232番地79

指 定 番 号 第1569号
指 定 年 月 日 令和6年7月10日
指定期間の末日 令和11年7月9日
事業者の名称 株式会社O T K
事業者の住所 堺市南区高倉台2丁11番22-111号
代表者の職氏名 代表取締役 岸田 太志
事業所の名称 株式会社O T K
事業所の所在地 堺市南区高倉台2丁11番22-111号

指 定 番 号 第1570号
指 定 年 月 日 令和6年7月10日
指定期間の末日 令和11年7月9日
事業者の名称 株式会社T r i t o n
事業者の住所 枚方市渚南町46番16号2 F
代表者の職氏名 代表取締役 川瀬 秀彦
事業所の名称 株式会社T r i t o n
事業所の所在地 枚方市渚南町46番16号2 F

指 定 番 号 第1571号
指 定 年 月 日 令和6年7月10日
指定期間の末日 令和11年7月9日
事業者の名称 株式会社福原住宅設備
事業者の住所 岸和田市戎町9番48号
代表者の職氏名 代表取締役 福原 太郎

事業所の名称 株式会社福原住宅設備
事業所の所在地 岸和田市戎町9番48号

堺市上下水道局公告第112号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第3号の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月26日

堺市上下水道事業管理者 森 功一

指 定 番 号 第1035号
廃 止 年 月 日 令和6年7月10日
事業者の名称 福原 太郎
事業者の住所 岸和田市三田町183番地
事業所の名称 福原住宅設備
事業所の所在地 岸和田市三田町183番地

堺市上下水道局公告第113号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水設備工事事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月26日

堺市上下水道事業管理者 森 功一

指 定 番 号 第1800号
指 定 年 月 日 令和6年7月10日
指定期間の末日 令和10年11月30日

事業者の名称	畠中 忍
事業者の住所	堺市美原区多治井232番地79
営業所の名称	畠中商店
営業所の所在地	堺市美原区多治井232番地79

指 定 番 号	第1801号
指 定 年 月 日	令和6年7月10日
指定期間の末日	令和10年11月30日
事業者の名称	株式会社O T K
事業者の住所	堺市南区高倉台2丁11番22-111号
代表者の職氏名	代表取締役 岸田 太志
営業所の名称	株式会社O T K
営業所の所在地	堺市南区高倉台2丁11番22-111号

指 定 番 号	第1802号
指 定 年 月 日	令和6年7月10日
指定期間の末日	令和10年11月30日
事業者の名称	株式会社福原住宅設備
事業者の住所	岸和田市戎町9番48号
代表者の職氏名	代表取締役 福原 太郎
営業所の名称	株式会社福原住宅設備
営業所の所在地	岸和田市戎町9番48号